

福島県は、県民の皆様から納めていただいた



うつくしま、ふくしま、
福島県

森林環境税で森林を 守り育てています



市町村が行う 森林づくりの推進

小中学校で森林環境学習を行っています。
里山の森林整備、間伐した木材の利活用を
進めています。



県民参画の推進

森林環境学習や、森林ボランティア活動を
支援しています。



森林環境の適正な保全

水源区域の森林整備(間伐)を行っています。



ふくしまの森林文化復興

森林文化を見直し、後世に伝えます。



森林環境基金の運営

森林の未来を考える懇談会の意見を基に
事業を進めています。

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につなぎます。

「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」の目標や理念を分かり易く
表すために平成17年11月20日に制定しました。



森林資源の利用促進

間伐した木材の有効利用を支援しています。



森林環境の調査研究

森林づくりを進めるための調査研究を
行っています。

森林環境税は、県民税均等割に加算して納めていただいています。

個人

(県内に住所、家屋敷等を有する方)

年額: **1,000円**

※前年の合計所得が一定金額以下等により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人

(県内に事務所等を有する法人等)
年額: 法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
1億円超～10億円以下	13,000円
1千万円超～1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

森林環境税に関するお問い合わせ先

税の使いみち
について

福島県農林水産部森林計画課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話 **024-521-7425**
ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/

税の仕組み
について

福島県総務部税務課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話 **024-521-7069**
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>